

84塔4

放射線管理仕様書

平成 2 年 1 月

東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

別表4 マスク類の種類及び着用基準

マスク類の種類	空气中放射性物質濃度 (Bq/cm ³)	表面汚染密度 (Bq/cm ²)
フードマスク ※1 全面マスク 半面マスク	4×10 ⁻⁵ 以上 4×10 ⁻⁴ 未満 (1×10 ⁻³ μCi/cm ³ 以上 1×10 ⁻³ μCi/cm ³ 未満)	※2 4以上 40未満 (1×10 ⁻⁴ μCi/cm ² 以上 1×10 ⁻³ μCi/cm ² 未満)
エアラインマスク セルフエアセット	4×10 ⁻⁴ 以上 (1×10 ⁻⁴ μCi/cm ³ 以上)	※3 40以上 (1×10 ⁻³ μCi/cm ² 以上)

注) 空气中放射性物質濃度の基準については、⁶⁰COを代表とした。

- ※1・作業性等に問題が無い限り作業者の身体負荷を軽減するためフードマスクを着用
- ・水を取り扱う作業でアノラックを着用する場合は、原則としてフードマスクは着用不可(全面マスク)
 - ・全面マスク及び半面マスクのフィルターとしてヨウ素が存在する場合はチャコールフィルターを使用し、その他粒子状放射性物質の場合はダストフィルターを使用
 - ・作業性により全面マスク、フードマスクの着用が困難な場合は半面マスクを着用
- ※2・パトロール、設備調査等ダストの舞い上がりの可能性の少ない軽微な作業については
- 20 Bq/cm² (5×10⁻⁴ μCi/cm²) 以上の場合にマスクを着用
 - ・ポンプの分解、片付け・清掃、除染、ダクト内作業、保温材の取り外し等ダストの舞い上がりの可能性の多い作業については、2 Bq/cm² (5×10⁻⁵ μCi/cm²) 以上の場合にマスクを着用
 - ・ウェット工法等ダストの舞い上がり防止対策を講じた場合は、原則として20 Bq/cm² (5×10⁻⁴ μCi/cm²) 以上の場合にマスクを着用
- ※3・パトロール等ダストの舞い上がりの可能性の少ない軽微な作業及びウェット工法等ダストの舞い上がり防止対策を講じた作業においては、フードマスクあるいは全面マスク着用可

別表5 保護衣類の種類及び着用基準

保護衣類の着用基準	区 域 区 分				備 考
	A	B	C	D	
B服		○			
C服			○	○	
下着(上・下)		○	○	○	
チョッキ		○	○	○	
B手袋		○			
C手袋			※-2	※-2	
うす布手袋		※-1	○	○	
うすゴム手袋		※-1	○	○	
B靴下		○	○	○	
C靴下			○	○	
C帽子			○	○	
アノラック			※-3	※-4	
不織布カバーオール			※-3	※-4	
B靴		○			
B2靴		※-1			
C靴			○	○	
Aヘルメット	○				※-5
Bヘルメット		○			
Cヘルメット			○	○	

※-1 B区域において汚染レベルの高い区域を区分する場合は、うす布手袋・うすゴム手袋・B2靴を着用
うす布手袋 → B手袋

※-2 C手袋は必要に応じて着用

※-3 身体汚染の可能性のある作業では、アノラックまたは不織布カバーオールを着用

※-4 原則としてアノラック又は不織布カバーオールを着用

※-5 ヘルメットカバー(青色カバー)も着用可